

別表六の二(九)

27欄又は36欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

中小連結法人が機械等を取引した場合の法人税額の特例控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度

法人名 ( )

個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)		1	円	連 結 所 得 金 額 (別表四の二「56の①」)	20	円
調整前連結税額の個別帰属額 $(23) \times \frac{(1)}{(9)}$		2		機 械 等 の 取 得 を し た 各 連 結 法 人 の 個 別 所 得 金 額 の 合 計 額 (取得連結法人の(1)の合計)	21	
27欄 中小連結法人が機械等を取引した場合の法人税額の特例控除を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の11第2項」 ②区分番号に、「10042」 ③適用額欄に、当該別表六の二(九)27欄の金額(円単位)を記載してください。				繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)	22	
				調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)		23
36欄 中小連結法人が機械等を取引した場合の法人税額の特例控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の11第3項」又は「平成24年旧措置法第68条の11第3項」 ②区分番号に、「10043」 ③適用額欄に、当該別表六の二(九)36欄の金額(円単位)を記載してください。				当 期 分	総調整前連結税額基準額 $(23) \times \frac{20}{100}$	24
				当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(8)の合計)	25	
				調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十)「15の②」)	26	
法人の合計				当期分の特別控除額の合計額 (25) - (26)	27	
				前期	総調整前連結税額基準額 $(23) \times \frac{20}{100}$	28
繰越				総調整前連結税額基準額の残額 (28) 又は (28) - (25)	29	
				繰越税額控除可能額の合計額	30	
前期繰越				平 平 (各連結法人の(39)の①)の合計	31	
				平 平 (各連結法人の(39)の②)の合計	31	
当期繰越				合 計	32	
				調整前連結税額超過構成額	33	
繰越税額超過構成額				平 平 (別表六の二(二十)付表「25の②」)	34	
				平 平 (別表六の二(二十)付表「26の②」)	34	
当期繰越税額控除額				合 計	35	
				当期分の特別控除額の合計額 (32) - (35)	36	
法人税額の特例控除額の合計額 (27) + (36)				法人税額の特例控除額の合計額 (27) + (36)	37	
				各連結法人における翌期繰越税額控除限度超過額の計算	38	
繰越税額基準額				当期繰越税額控除可能額 (11)と(15)のうち少ない金額	16	
				調整前連結税額超過構成額 $(33) \times \frac{(39)の①}{(30)} + (34) \times \frac{(39)の②}{(31)}$	17	
当期繰越税額控除額 (16) - (17)				当期繰越税額控除額 (16) - (17)	18	
				当期分の特別控除額の個別帰属額 (10) + (18)	19	
繰越税額基準額の残額 (13) 又は ((13) - (8))				前期繰越額又は当期税額控除限度額	38	
				当期控除額	39	
繰越税額基準額 (12)と(14)のうち少ない金額				翌期繰越額 (38) - (39)	40	
				平 平 ①	円	円
繰越税額基準額 (12)と(14)のうち少ない金額				平 平 ②		外 円
				計	(16)	
繰越税額基準額 (12)と(14)のうち少ない金額				当期分	(4)	外
				合 計		

別表六の二(九) 平二十五・四・一以後終了連結事業年度分